（重要事項説明書別紙）　　令和８年６月１日版

介護予防ケアマネジメント又は介護予防支援に係る利用料金について

１．利用者負担金

介護予防ケアマネジメント又は介護予防支援に係る料金は、その全額が法定代理受領となるため原則として利用者負担金はありません。但し、介護予防支援に要する料金について、利用者の介護保険料の滞納により、事業者が市町村から給付を法定代理受領することができない場合、一旦全額をお支払いいただき、その後ご自身で給付を受けていただきます。

２．介護予防ケアマネジメント又は介護予防支援に要する料金

重要事項説明書に定める介護予防ケアマネジメント又は介護予防支援に要する料金は、介護保険法及び指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 129 号）ならびに松戸市介護予防ケアマネジメント実施要綱に基づき下記の額とします。

項　　目	処遇改善加算	単位	１単位	金額(月額)
介護予防支援費	2.1%	451 単位	10.70 円	4,825 円
原則的な介護予防ケアマネジメント（A）		451 単位		4,825 円
簡易的な介護予防ケアマネジメント（B）		218 単位		2,332 円
初回のみ介護予防ケアマネジメント（C）		451 単位		4,825 円

※加算を算定する場合

項　　目	処遇改善加算	単位	１単位	金額(月額)
介護予防支援費＋初回加算※１	2.1%	758 単位	10.70 円	8,110 円
介護予防支援費＋委託連携加算※２		758 単位		8,110 円
介護予防支援費＋初回加算＋委託連携加算		1,064 単位		11,384 円
初回加算※１(介護予防ケアマネジメント)		300 単位		3,210 円
委託連携加算※２(介護予防ケアマネジメント)		300 単位		3,210 円
卒業加算(介護予防ケアマネジメントC)		300 単位		3,210 円

※１ 新規に介護予防サービス・支援計画書を作成して介護予防支援を提供した場合等に加算されます。
※２ 介護予防支援を居宅介護支援事業所に委託する際、利用者に係る必要な情報を提供し、居宅介護支援事業所における介護予防サービス・支援計画の作成等に協力した場合に加算されます。
※３ 厚生労働省の定める基準を満たさない場合、高齢者虐待防止措置未実施減算と業務継続計画未策定減算として各々所定単位数から 1/100 が減算されます。

３．その他の費用

① 利用者等の要請により、サービス提供地域外で支援を行う場合、交通費として公共交通機関利用相当額（宿泊を要する場合はその費用も含む）をいただく場合があります。
② 利用者等の要請により、記録の謄写を行った場合、謄本１枚につき 10 円をいただく場合があります。

４．利用料金のお支払い方法

利用料金などのお支払いが発生する場合、事業者は月末締めで翌月 15 日までに請求手続きを行います。翌月末日までに現金にて事業者にお支払い下さい。

【 説明確認欄 】

令和　　年　　月　　日

事業所　　事業所名

説 明 者